



# 上田水土里会だより

No.5

令和7年8月25日発行

上田市多面的機能広域協定運営委員会

## 令和7年度 通常総会開催 (6/5)

令和6年度の事業・収支報告に引き続き、広域協定書の改訂や令和7年度新役員の改正など(6案件)が承認されました。



祝辞 上田市産業振興部 北沢部長



運営委員会会長に黙とうを捧げる

## 令和6年度 運営委員会新旧役員による合同役員会開催 (6/20)

今後の上田水土里会運営や活動中の事故・工事代行業務・支援隊等、意見交換が行われました。



合同役員会



懇親会

## 会長就任あいさつ

上田水土里会組織の皆様におかれましては、地域の農業や  
景観を守るため日々のご努力に心より感謝申し上げます。

農業を取り巻く環境は高齢化や後継者不足により耕作放棄地が  
増えているのが現状ですが、今年度主食である米が不足し、大きな  
社会問題になっています。こうした状況のなかで水土里会という組織が  
如何に重要な役割を果たしているかを如実に示していると思います。

私たち役員一同、組織活動が円滑に進むよう、微力ながら力を  
尽くしてまいりますので関係各位の皆さま方のご協力を切にお願い  
申し上げまして挨拶とさせていただきます。

上田市多面的機能広域協定運営委員会

令和7年度 会長 須長 弘二



## 計 報

上田市多面的機能広域協定運営委員会におきまして  
令和6年度会長を務めておりました、田中 幸雄さんが令和7年5月20日に  
永眠されました。謹んでお知らせ申し上げます。

田中さんは、事務局の前の田んぼを耕作しており、時折農作業をしているお姿  
が思い出されます。任期中の計報に、深く悲しみつつ、皆様方におかれましても、  
故人のご冥福を心よりお祈りいただければ幸いです。

## 退任された役員の皆さん



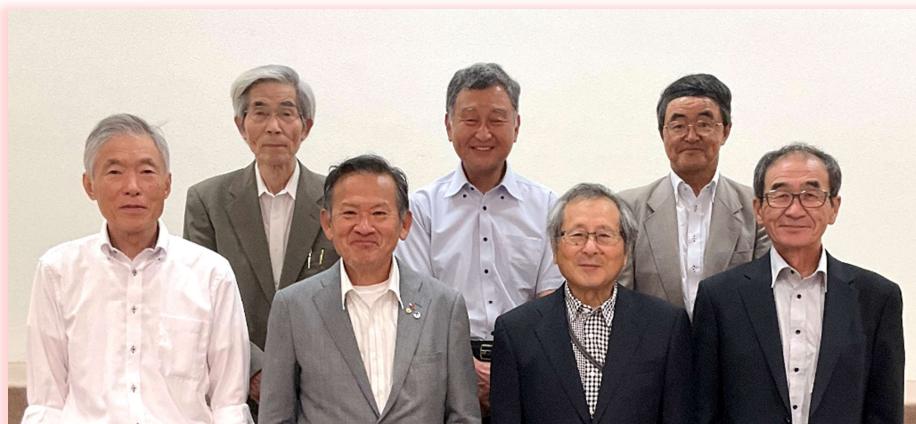
久保田会計(岩清水)

志野会計(大日向)

山本副会長(下和子) 故 田中会長(矢沢) 滝澤副会長(和子)

\*\*\* 大変お疲れさまでした \*\*\*

## 新役員の皆さん



塙田監査役(荻窪) 小林会計(十人) 松久監査役(武石沖)

成沢副会長(余里) 須長会長(辰ノ口) 坂田副会長(菅平牧場) 二宮会計(下本入)

\*\* よろしくおねがいいたします \*\*

## 上田市からのお知らせ

### ◆上田市制度説明会が開催されました◆

#### 主な改正点

- ① 構成員一覧の住所記入欄が削除されました。
- ② 金銭出納簿の「購入・リース費」の項目が「その他支出」に統合されました。
- ③ 環境負荷軽減のためのクロスコンプライアンス（みどりチェック）が要件化されました。
- ④ 長寿命化工事の外部発注の事務手順が一部改正されました。
- ⑤ 農地維持支払交付金の外部発注の事務手順が新たに策定されました。

### ◆令和7年度 多面的機能支払交付金に係る交付が決定いたしました◆

採択決定額：計 151,069,094円

<内訳>

農地維持：58,823,100円

資源向上（共同活動）：38,644,026円

資源向上（長寿命化）：53,601,968円

### ◆作業中の安全には十分注意しましょう◆

- ・作業前に必ず下見を行いましょう。
- ・水路やため池の法面などの足場の悪い場所では、必ずヘルメットを着用しましょう。
- ・作業は必ず複数名で行い、単独での作業は避けましょう。
- ・草刈機を使用する場合は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（安全靴）などを着用しましょう。
- ・機具等の正しい使用方法について、作業前に改めて確認をしましょう。
- ・こまめな休憩と水分・塩分補給を心掛けましょう。
- ・熱中症対策アイテムを積極的に活用しましょう。
- ・日中の気温が高い時間帯の作業は避けましょう。
- ・作業後の体調にも注意しましょう。



みどりちゃん

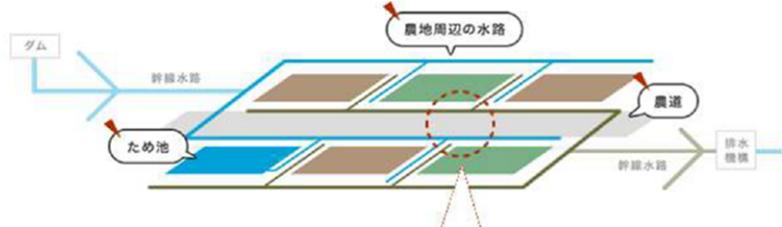
### ◆多面的機能支払交付金に係る『中間指導』の実施について◆

秋に実施する中間指導では計画書に基づいた活動の実施状況や記録、金銭の出納状況や残高、総会の開催状況などの確認を行いますので、日報や領収書の整理をお願いいたします。

## 支援隊を創設します

広域協定の組織間連携として、組織の構成員が広域協定参加組織の枠をこえて支援することを目的とした「草刈作業の支援班」と「自主（直営）施工作業の支援班」を創設します。

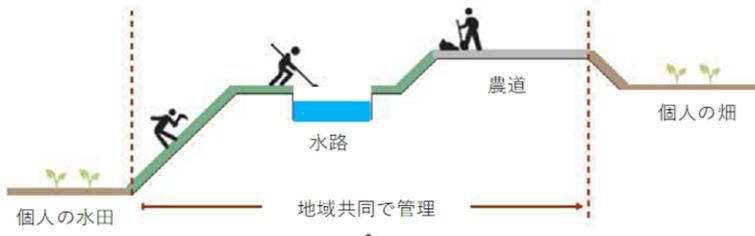
### 地域の共同活動による農地・農業用施設等の保全管理



地域資源の適切な保全管理



多面的機能の維持・発揮



『多面的機能支払い交付金』による支援

(注)  
地域共同で管理する範囲は、  
地域ごとに異なります。

	草刈作業の支援	自主施工の支援
対象施設	活動区域内の共同で管理する施設の草刈り（水路・農道・ため池）	活動区域内的対象施設 ・農地に係る施設 ・水路・農道・ため池
作業条件	依頼組織の構成員と支援隊との共同作業が条件	事前手続きから資材や工具等の手配などを行い、作業時には現場の安全指導と監督を行う支援隊の派遣
諸経費 (広域協定予算より支出)	<ul style="list-style-type: none"><li>支援隊が行う作業日当、借上代、交通費の依頼組織の負担はなし。</li><li>依頼組織は構成員の作業日当、借上代を負担。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>支援隊が行う作業日当、交通費の依頼組織の負担はなし。</li><li>依頼組織は作業日当、資材代、燃料代、機械借上代を負担。</li></ul>
作業に係る保険	JAイベント共済（傷害共済・賠償責任共済）	

・支払い基準については広域協定単価基準を採用します。